

4月8日(日)は

鳥取県知事選挙および

鳥取県議会議員選挙の投票日です

投票時間は午前7時から午後8時までです。

※一部の投票所では、繰り上げされます。

問い合わせ先

鳥取市選挙管理委員会事務局

☎(0857)20-3386

## 鳥取市で投票できる人は

昭和62年4月9日以前に生まれ、平成18年12月29日以前に転入届をした人で、引き続き市内に住んでいる人が投票できます。

なお、選挙人名簿登録者で、12月30日以降に県内に転出した人は鳥取市で投票できません。※転出先の市町村で発行する「引き続き県内居住証明書」が必要

## 投票所入場券は世帯主へ

投票所入場券は、世帯主あてに郵送します。1枚のはがきにつき同一世帯員3人分の入場券を印刷しています。それぞれ自分の名前が印刷されている入場券を切り離して投票所へ持参してください。なお、入場券を紛失された場合などでも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で申し出てください。

## 代理投票・点字投票

体が不自由で自書ができない人は係員が代筆します。なお、目の不自由な人は点字による投票もできます。投票所で係員に申し出てください。

## 投票日に都合の悪い場合は期日前投票を

投票日に仕事、旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。※印鑑は不要です。

## 〈期日前投票ができる期間〉

## ●県知事選挙

3月23日(金)～4月7日(土)

## ●県議会議員選挙

3月31日(土)～4月7日(土)

## 〈期日前投票ができる時間〉

午前8時30分～午後8時

## 〈期日前投票ができる場所〉

福祉文化会館3階会議室、用瀬町を除く各総合支所、用瀬地区保健センター

※いずれの期日前投票所からでも投票できます。

## 病院、老人ホーム、市外からの投票

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができま。詳しくはそれぞれの施設に問い合わせてください。

また、投票日に市外に滞在していて投票所に行けない場合は、不在者投票の期間内(期日前投票と同じ)に滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます。この場合、あらかじめ、鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などの請求をする必要があります。

## 郵便による自宅からの投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、4月4日(水)までに鳥取市選挙管理委員会に対して請求をすれば、郵便により投票をすることができま。

## 〈郵便投票証明書交付の要件〉

身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

■身体障害者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹、移動機能(1・2級)

▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1・3級)▽免疫障害(1・3級)

■戦傷病者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹(特別項症)第2項症

▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(特別項症)第3項症

■介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▽要介護区分(要介護5)

## 〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たす人で、次の①または②に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ記載をしても行うことができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が1級の人

②戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの人

## 選挙公報

4月6日までに全戸配布する予定ですが、早めにご覧になりたい人は、市役所本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、用瀬地区保健センター、福祉文化会館3階に配置しています(知事選挙は3月28日、県議選挙は4月2日に配置予定)。

また、鳥取市明るい選挙推進協議会で、音読カセットテープを作成しています。希望する人は選挙管理委員会までお申し出ください。